

「アートと法律」

●日 時：全3回（19：30～21：00）

11月17日（火）「著作権」

- ・著作権とは？
- ・美術作品と著作権の関わりを制作・発表・その後の場面ごとに学び、注意すべきポイントや、グレーの場合の判断要素を考察します。

11月24日（火）「契約」

- ・契約書とは？
- ・契約書の読み方、書き方、交渉の場への持ち出し方のポイントを学びます。

12月 1日（火）「ビジネスと法」

- ・第1回、第2回の講座を踏まえての実践編・実際に起こっている問題
- ・法的トラブルを回避する、クライアントとの上手な付き合い方など

●講 師：作田 知樹氏

●対 象：アーティストとして活動している方

●会 場：ヨコハマ・クリエイティブシティ・センター3階

●参加費：1,500円（1ドリンク付／事前申込み制／先着50名）
※全3回のうち、1～2回の参加でも同料金となります。

●申込み：アーツコミッションまでお電話（045-227-7322）か
E-mail (acy@yaf.or.jp) でお申込みください。
※お申込みの際、活動分野（映像、演劇、ダンスなど）もしくは所属団体名をお知らせください。

／アートと法律講座／

アーティストが作品を制作、発表するだけでも、アーティストや作品にはさまざまな権利が発生してきます。また、作品を販売したり、契約をしたり、様々な取引をする場合は、さらに様々な権利や義務に関わることとなります。アーティストがそれらの権利を守るためにはどうすればいいのか。アートと法律についてアーティストの立場から取り組んできた講師とともに、正しい情報を知り、考える講座です。

トラブルが起こる前に、話がこじれる前に、アートに関わる権利や法について知ることはとても重要です。たとえば、「著作権って一体何？」

「クライアントと契約書を交わす際にはどのようなことに気をつけなければならないの？」

「自分にはどのような権利があって、望むかたちで作品を提供するにはどうすれば？」

といった、複雑で踏み込みづらかった法的な部分について、来場者からの「アートと法律」に関する質疑応答を交え、具体例をあげながらクリアしていきます。

／講師プロフィール／

作田 知樹（さくた ともき） Arts and Law[ボランティア法律家による表現・芸術支援の研究と情報シェアリングのNPO]代表。法律家（東京都行政書士会）。

早大一中退後、東京藝大の先端芸術表現科に第2期生として入学し、国内外でアートプロジェクトの現場に従事。卒業後は一橋大学法科大学院に進学し法律実務家としての訓練を受ける。2004年、Arts and Lawを創立し、クリエイターのための法務ボランティアを開始。以降継続して、クリエイターや美術館、アート団体のための無料相談や法律情報を提供する活動を行っている。

ボランティア法律家としての仕事を平行して、アートフェア東京事務局、東京都現代美術館学芸課でアートマネジメントのインターンを経て、現在はヨコハマ国際映像祭2009CREAMのアシスタント・キュレーターを務めるなど、企画の現場に関わり続けている。

／主催・お問い合わせ／

アーツコミッション・ヨコハマ 〒231-8315 横浜市中区本町6-50-1
TEL:045-227-7322 E-mail:acy@yaf.or.jp